

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年7月9日
【会社名】	株式会社西武ホールディングス
【英訳名】	SEIBU HOLDINGS INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 後藤 高志
【本店の所在の場所】	東京都豊島区南池袋一丁目16番15号 (注) 本社業務は下記本社事務所においておこなっております。 埼玉県所沢市くすのき台一丁目11番地の1(本社事務所)
【電話番号】	(04)2926 2645
【事務連絡者氏名】	広報部長 川上 清人
【最寄りの連絡場所】	埼玉県所沢市くすのき台一丁目11番地の1
【電話番号】	(04)2926 2645
【事務連絡者氏名】	広報部長 川上 清人
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 127,054,300円 発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 127,139,400円 (注) 1. 本募集は、平成30年6月21日開催の当社取締役会決議に基づき、ストックオプションの付与を目的とする新株予約権の発行に関するものであります。 2. 新株予約権の行使期間内に行使がおこなわれない場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成30年6月21日に関東財務局長に提出した有価証券届出書及び平成30年6月25日に関東財務局長に提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、平成30年7月9日に「発行数」「発行価額の総額」「発行価格」「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額」が確定しましたので、これらに関する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行新株予約権証券

(1) 募集の条件

(2) 新株予約権の内容等

2 新規発行による手取金の使途

(1) 新規発行による手取金の額

第三部 参照情報

第1 参照書類

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____線で示しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券】

(1)【募集の条件】

(訂正前)

発行数	851個（注） （注） 上記発行数は上限の発行数を示したものであり、申込数等により割り当てる新株予約権の数（以下「割当新株予約権数」という。）が減少することがあります。
発行価額の総額	138,968,300円（注） （注） 平成30年6月15日の時価を基礎として算出された見込額であります。
発行価格	発行価格は、次式のブラック・ショールズモデルにより以下の(2)から(7)の基礎数値に基づき算出した1株当たりのオプション価格（1円未満の端数は切り上げ）に付与株式数を乗じた金額といたします。 $C = Se^{-qT} N(d) - Xe^{-rT} N(d - \sigma\sqrt{T})$ ここで、 $d = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - q + \frac{\sigma^2}{2}\right)T}{\sigma\sqrt{T}}$ (1) 1株当たりのオプション価格 (C) (2) 株価 (S) : 平成30年7月9日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値がない場合は、翌取引日の基準値段） (3) 行使価格 (X) : 1円 (4) 予想残存期間 (T) : 15年 (5) ボラティリティ (σ) : 4.21年間（平成26年4月23日から平成30年7月9日まで）の各週の最終取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出した株価変動率 (6) 無リスクの利子率 (r) : 残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率 (7) 配当利回り (q) : 1株当たりの配当金（直近2期の実績配当（記念配当を除く）の単純平均値）÷上記(2)に定める株価 (8) 標準正規分布の累積分布関数 $(N(\cdot))$ （注） 平成30年7月9日に決定する予定であります。

(注) 1. ~ 3. <省略>

4. 割当対象者の人数及び割当新株予約権数

本新株予約権の割当ての対象となる者の人数及び割当新株予約権数は以下のとおりであります。なお、下記割当新株予約権数は上限の発行数を示したものであり、申込数等により減少することがあります。

対象者	人数	割当新株予約権数
当社の取締役	8名	449個
当社の子会社の取締役	13名	402個
合計	21名	851個

<省略>

(訂正後)

発行数	851個
発行価額の総額	127,054,300円
発行価格	1,493円

(注) 1. ~ 3. <省略>

4. 割当対象者の人数及び割当新株予約権数

本新株予約権の割当ての対象となる者の人数及び割当新株予約権数は以下のとおりであります。

対象者	人数	割当新株予約権数
当社の取締役	8名	449個
当社の子会社の取締役	13名	402個
合計	21名	851個

<省略>

(2) 【新株予約権の内容等】

(訂正前)

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	139,053,400円(注) (注) 平成30年6月15日の時価を基礎として算出された見込額であります。ただし、新株予約権の行使期間内に行使がおこなわれない場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少いたします。
---------------------------------	--

(訂正後)

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	127,139,400円(注) (注) 新株予約権の行使期間内に行使がおこなわれない場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少いたします。
---------------------------------	---

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
139,053,400(注) 1, 3	1,000,000(注) 2	138,053,400(注) 3

(注) 1. 払込金額の総額は、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額であり、平成30年6月15日の時価を基礎として算出された見込額であります。

<省略>

(訂正後)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
127,139,400(注) 1, 3	1,000,000(注) 2	126,139,400(注) 3

(注) 1. 払込金額の総額は、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額であります。

<省略>

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

(訂正前)

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第13期(自平成29年4月1日 至平成30年3月31日) 平成30年6月21日関東財務局長に提出

2【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成30年6月25日)までに、提出した臨時報告書は以下のとおり。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成30年6月25日に関東財務局長に提出

<省略>

(訂正後)

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第13期(自平成29年4月1日 至平成30年3月31日) 平成30年6月21日関東財務局長に提出

2【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成30年7月9日)までに、提出した臨時報告書は以下のとおり。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成30年6月25日に関東財務局長に提出

<省略>